

寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
- (2) 団体の名称 株式会社アステム
所在地 大阪府大阪市北区東天満二丁目7番12号
代表取締役 大嶋豊基
- (3) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数(説明会 令和7年7月24日実施)

法人等の種類	計
株式会社	
3	3

- (2) 申請書の提出数(受付期間 令和7年7月24日～8月12日)

法人等の種類	計
株式会社	
1	1

3 指定管理者選定委員会

- (1) 構成(計5人)

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1人
- イ 経営に関する知識を有する者 1人
- ウ 学識経験を有する者 1人
- エ 社会教育関係団体の代表者 1人
- オ 寝屋川市市民活動部長 1人

- (2) 開催経過

- ア 第1回(令和7年8月26日)

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査(書類審査)及び第2次審

査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目並びに採点方法の確認及び決定

イ 第2回（令和7年10月3日）

第1次審査結果の確認と総括、第2次審査の実施と結果の確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立地域交流センターの指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- l 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a・c・d・f～hの各項目については10点満点（合格最低点3点）、b・e・kの各項目については20点満点（合格

最低点6点)、i・jの各項目については5点満点(合格最低点2点)で合計130点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目1は申請者の本店又は支店が市内に在る場合には6.5点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を91点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～kの審査を行った。

審査項目1については、申請団体の活動拠点の所在地が市内にないため、配点はなしとした。

審査項目mについては、『令和3年度から令和6年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙2の「指定管理者の管理運営実績に関する評価」に係る評価項目の10項目のうち7項目の評価が「○」であることから、総合評価をAとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	株式会社アステム
審査項目	a	10	8.0
	b	20	18.2
	c	10	8.6
	d	10	8.6
	e	20	18.0
	f	10	8.2
	g	10	8.4
	h	10	8.6
	i	5	4.8
	j	5	4.6
	k	20	17.8
小計		130	113.8

活動拠点	l	6.5	—
管理運営実績	m	13	6.5
合 計			120.3

合計得点及び a ～ k の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 抱負とビジョンについて
- b 維持管理とスタッフ体制について
- c 自主事業の計画等について
- d 市民や団体の育成・支援について
- e 指定期間 5 年間の収支について
- f 総合的評価

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は a ～ e の各項目を 10 点満点、項目 f を 50 点満点で合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を 70 点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	株式会社アステム
審査項目	a	10	8.0
	b	10	8.8
	c	10	8.8
	d	10	8.0
	e	10	7.8
	f	50	43.4

合 計	100	84.8
-----	-----	------

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、株式会社アステムを、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市立地域交流センター指定管理者の指定

寝屋川市は、選定委員会の選定結果を受け、株式会社アステムを指定管理者の候補者として決定し、令和7年12月市議会において指定管理者の指定について議決を得て、令和7年12月19日付けで指定管理者の指定の告示を行った。